

保育の展望と課題 【第2部】

小金井市立保育園の在り方検討委員会
基礎的な情報提供

普光院 亜紀

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

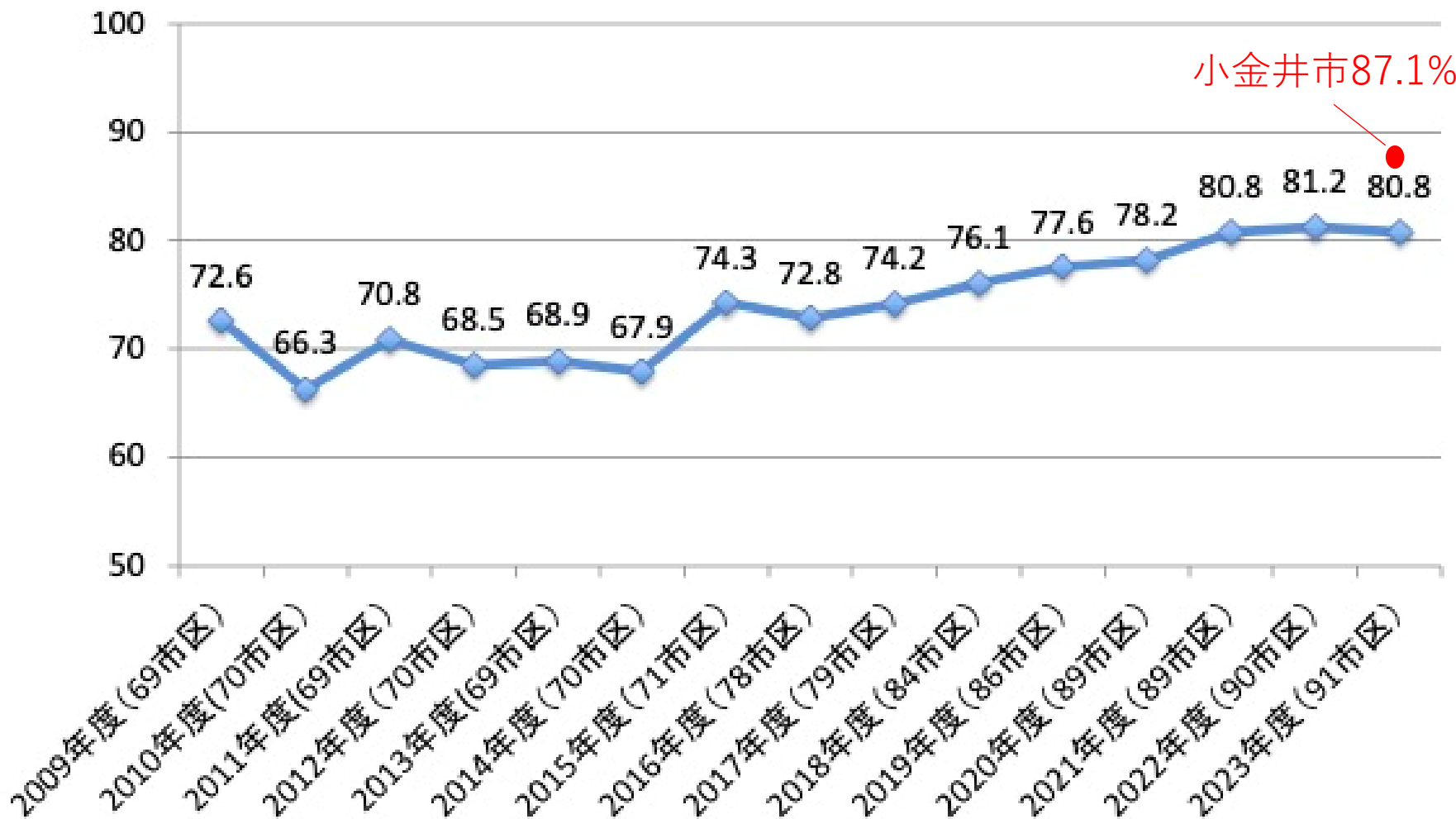
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

100市区調査における小金井市のデータ

保育園を考える親の会「100都市保育力充実度チェック」調査データによる。100市区とは首都圏の一部の市区と全国政令市。

①入園決定率（新規入園者数÷新規入園申込者数）

有効回答市区平均での入園決定率の推移(%)

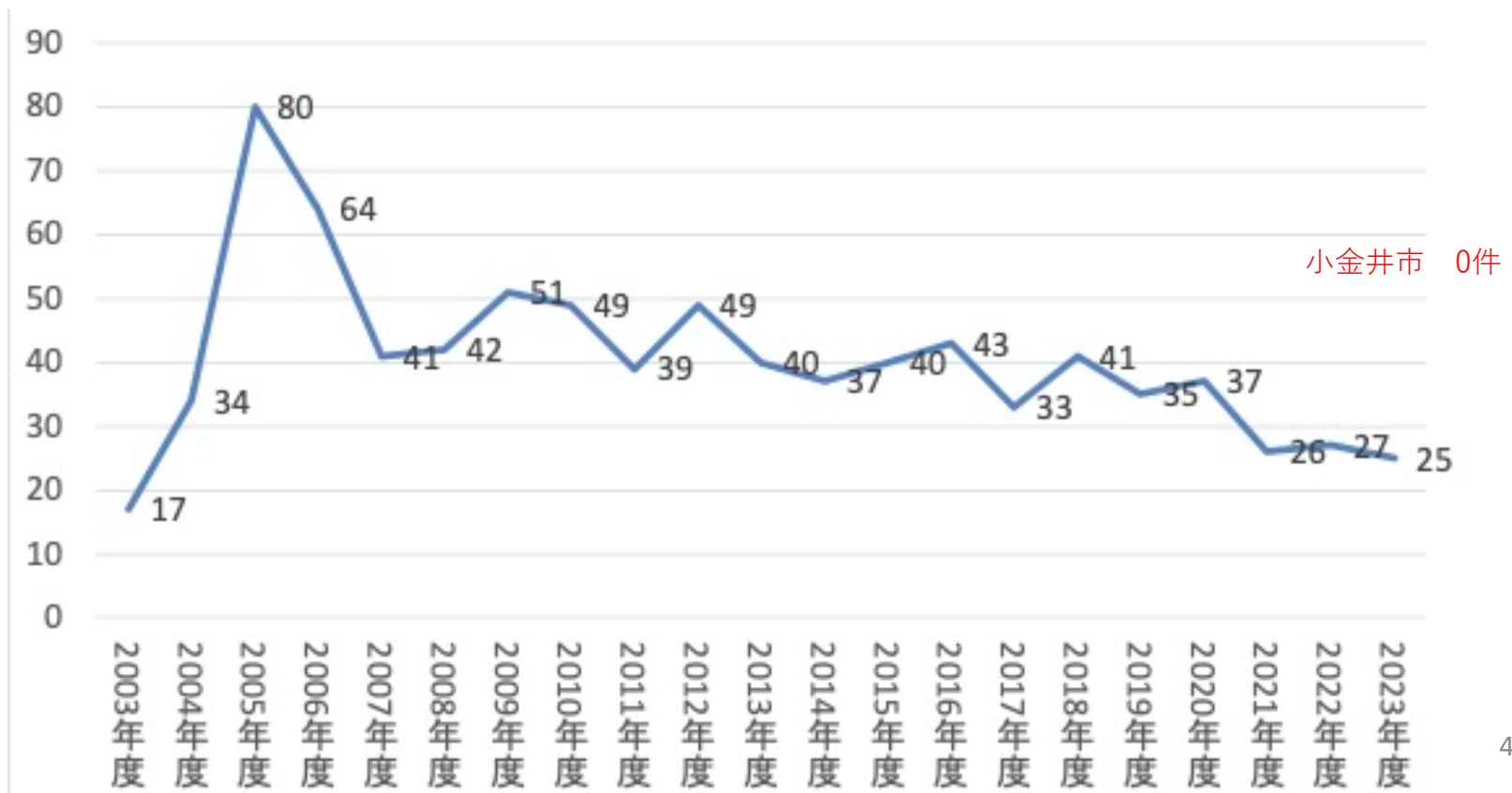


小金井市87.1%

100市区調査における小金井市のデータ

- ②公設公営設置率（公設公営園数／公私立保育所数） *分園除く
 100市区平均 17.7% 都内45市区 18.1%
 小金井市 11.4%

<参考> 100市区合計での民営化件数（公設民営化・民設民営化）

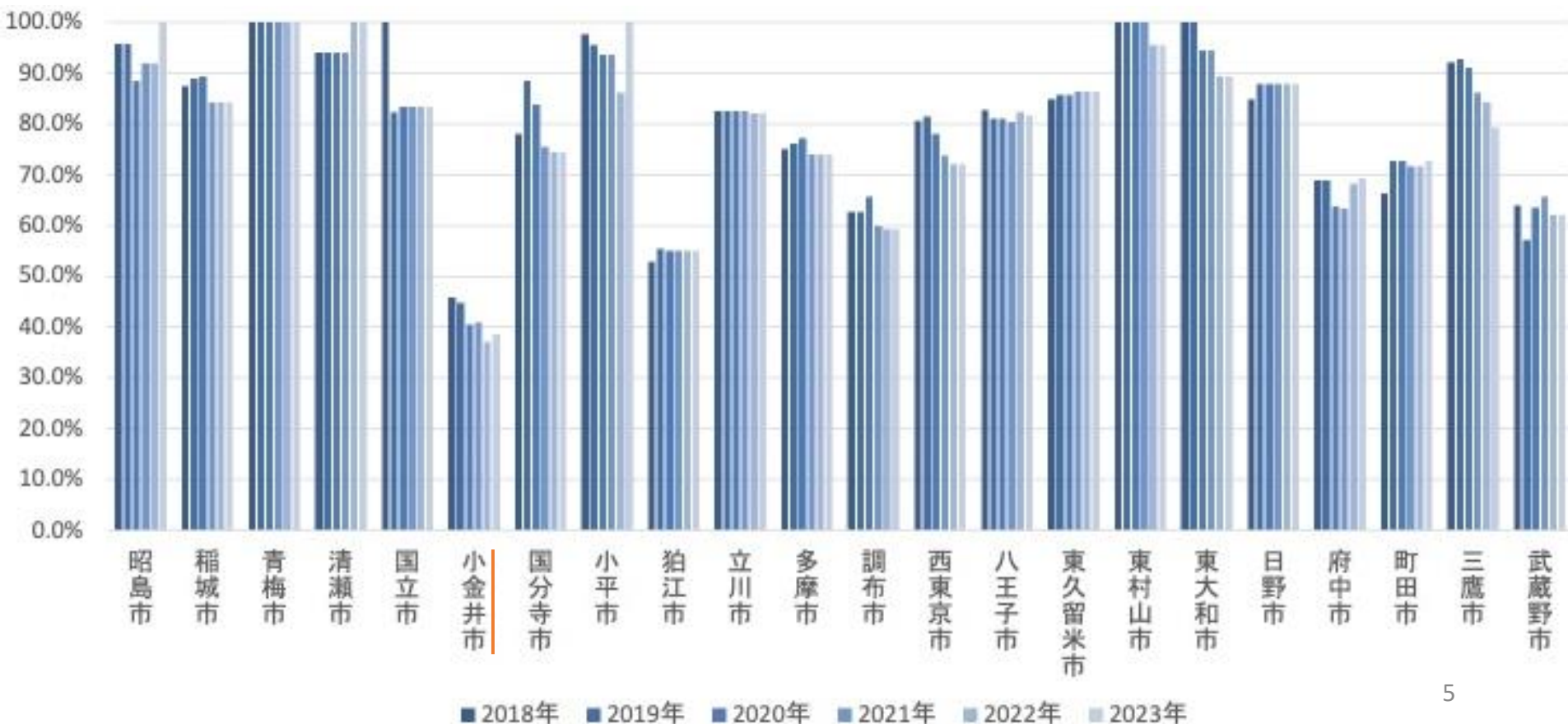


③園庭保有率（敷地内に基準を満たす園庭を保有する認可保育所の率）

*分園含む

100市区平均 70.1% 都内45市区 59.2%
 小金井市 38.6%

<参考> 都下22市の園庭保有率の推移



④0歳児の面積基準（特別対策事業時の5㎡/人を維持できているか）

国基準	0-1歳児：3.3㎡	2歳児以上児：1.98㎡	
東京都旧基準	0歳児：5㎡	1歳児：3.3㎡	2歳児以上児：1.98㎡
小金井市	国基準		

*0歳児はほふく（ハイハイ）スペースが必要という考え方から5㎡に設定されていたが、1997年の0歳児保育一般化のときに国は0歳児保育の普及のために3.3㎡に切り下げた。東京都は5㎡としてきた旧基準を2005年度までで廃止したが、都内の市区では質確保のため独自施策で5㎡を維持した自治体も多い。

<参考> 100市区の0歳児の保育室面積基準の状況

集計範囲	5㎡を維持 (うち私立を除く)	国基準 (3.3㎡)	その他(国基準 を下回るなど)	無回答
100市区	32(3)	57	10	1
東京23区	12(2)	11	0	0
都下22市	14(1)	8	0	0

小金井市 3.3㎡

100市区調査における小金井市のデータ

④障害児保育実施率（障害児受入れ可能園の割合）

全認可保育園中、障害児の受け入れ体制がある認可保育所の割合

	公設公営	公設民営	私立	全体平均
100市区	99.5%	96.9%	93.2%	94.4%
小金井市	100%	-	76.9%	79.5%

【利用者に関わるその他のデータ】

- ・延長保育平均分数（未実施園も含めた平均延長分数）

小金井市 86.5分 100市区平均 79.6分

- ・1歳児保育料中間額（家計年報の平均世帯年収での保育料額）

小金井市 18,800円 都下22市平均 26,200円

100市区調査における小金井市のデータ

⑤巡回支援指導事業の実施の有無（自治体の保育の質向上策）

100市区中61市区が何らかの形で実施
小金井市 実施なし

* 国は、保育施設での不祥事や保育士の大量退職の頻発などをふまえ、保育園等の質の確保・向上のために、保育施設に巡回支援を行う事業を強化している（2024年4月17日事務連絡）。

「西東京市 保育園あり方検討専門部会まとめ」①

(H29.12.22 「西東京市公立保育園のあり方について (答申)」の下地)

「2- (1) 公設公営保育園の特性」 (要約・抜粋)

ア 経験を積んだ人材を保有していること。人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。

イ 市の組織力を活かし、地域の緊急的支援ニーズにも対応できること。

ウ 市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的な連携が可能であること。

エ 機能を恒常的に維持できること。

「西東京市 保育園あり方検討専門部会まとめ②

(H29.12.22 「西東京市公立保育園のあり方について (答申)」の下地)

「2- (2) 公設公営保育園の役割」 (要約・抜粋)

ア 直営保育園として蓄積してきた知識・経験・ノウハウを活かす保育を行い、地域に還元するとともに、地域のニーズをとらえるアンテナとして機能する。

イ 児童福祉課題をかかえる子ども・家庭の支援機関として、その人材力と組織力を活かして多様で懐の深い地域のセーフティネットとして機能する。

ウ 市には保育事業が多様化する現状に対応し、保育の質を担保する責任がある。地域の保育施設の調整役となって連携・協働を促すとともに、これまで培ってきた蓄積を活かして必要な支援を行う。また、民間園では十分に対応ができない難度の高い役割については、直営園が積極的に担う。

「西東京市 保育園あり方検討専門部会まとめ③」

(H29.12.22 「西東京市公立保育園のあり方について (答申)」の下地)

「3 公設民営保育園の民設民営化」 (要約・抜粋)

(普光院注) 2006年度からの10年間で7園の公立保育園を公設民営化してきた。(注 2017年答申当時の西東京市の認可保育園数は34園、うち公設公営10園。2023年度は、41園・10園で、公設公営設置率24.4%)

西東京市の財政状況は非常に厳しい状況にあるため、今後さらなる待機児童対策を進め、地域の子育て支援機能を強化していくためには、財政削減効果が減少している公設民営園7園について、民設民営化(民間移譲)を進めることが有効。

(理由)

- ・民間立にすることによって、運営費に国や都の国庫負担金が得られる。
- ・施設の維持・更新に国や都の補助金が得られる。

「西東京市 保育園あり方検討専門部会まとめ④」 (H29.12.22 「西東京市公立保育園のあり方について (答申)」の下地)

「4 今後のさらなる議論に向けて」 (要約・抜粋)

- ・公立保育園の役割として挙げたものも、すでに民間で取り組まれているものもあり、公民が分担、協力していくことが望まれる。
- ・公設公営園の役割を実現するための職員確保のために、公設公営園の民設民営化も検討。
- ・現在、子育て支援センターを併設する基幹型公立保育所は5ブロックに1か所設置されているが、今後はブロックを8ブロックに細分化することも検討。→その後、方針変更あり (次コマ)
 - *子連れでの利用の困難性や、母子保健施策と連携した個別訪問等のアウトリーチなども視野に入れる。

「西東京市 保育園あり方検討専門部会まとめ」 にかかわるその後の方向性

- 西東京市第3次総合計画（2024-2033） p48
- 「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりを進めており、学校には、多様な世代や属性の人が集う「きっかけ」や、災害時における防災拠点などの多様な機能があります。こうした視点を踏まえ、歩いて行ける距離や市内全体の公共施設の配置バランス等を考慮しつつ、**中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」としてまちづくりを進めていきます。**
- 西東京市公共施設等総合管理計画（2024-2033） 69p
- 公立保育園については、今後、**基幹型保育園(地域子育て支援センター併設の保育園)に位置付け、中学校通学区域に1か所の配置**を検討するとともに、障害児保育・医療的ケア児等の支援が必要な児童の受入れの充実を図ります。また、地域の子育て支援拠点として在宅で子育てをする家庭への支援・相談機能の充実を図るため、施設更新に当たっては、中学校との複合化を基本に検討します。

* 西東京市の公立中学校数 9か所

<参考> 公立保育所の役割についての他自治体の検討例

世田谷区

- 区立保育園は、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行いつつ、地域における身近の公設の児童福祉施設（保育所）として、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を**行政の責任のもと**で担い、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障する。（民間施設と連携・協力）
- 地域全体の保育の質の維持・向上に努める
- より質の高い教育・保育の提供に先進的に取り組む
- 虐待予防や早期発見・対応のための専門性や対応力を高め、継続的な見守り、支援を行う
- 特別な配慮や医療的ケア等を必要とする子どもや保護者への支援
- 地域子育て支援機能の充実
- 災害時や緊急時におけるセーフティネットとして機能（普光院要約）

西東京市（主に後日作成資料から）

- 地域全体の保育の質の確保
 - 民間施設との連携、交流促進
 - 保育士による相談対応、巡回訪問
- 保育のセーフティネット
 - 特別な対応が必要な子ども、不適切な養育や児童虐待等への対応、他機関との連携
 - 民間施設に緊急事態があった場合の児童の受け皿
 - 災害時の地域の子ども・保護者の受け入れ
- 在宅子育てをする家庭への支援
 - 在宅子育て家庭の状況の把握、施設の開放、専門職の相談・助言、他の公的機関へのつなぎ役
- 保育行政を担う人材の育成
 - 現場実践に基づいた支援を行える職員の育成、評価、監査、指導、施策の立案が行える人材の育成（普光院要約）